

## 45—19 P U D T

### 審決による却下

審判請求が、以下に掲げる事由に該当するときは、補正を命じることなく、不適法な請求として審決をもって却下（審決却下）される（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56）。

- (1) 審判請求期間外の請求（→45—20）
- (2) 共同出願人の一部の者がした請求（→45—20、22—03）
- (3) 共有者の一部の者を被請求人とした請求（→45—20）
- (4) 特許権者でない者を被請求人とした請求（→45—20）
- (5) 対象物のない請求
- (6) 在外者が特許管理人によらないでした請求
- (7) 除斥期間を経過した後の請求
- (8) 商標権の不使用による取消しの審判において、商標権の設定の登録の日から3年以上経過していないものに対する請求
- (9) 一つの特許出願に対して重複してした拒絶査定不服審判請求（取下げ等により審判に係属しなくなった請求を除く）のうち最初のもの以外の請求

（改訂 H27. 2）